

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月11日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
17号	1

専 決 処 分 書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年 7月14日

守谷市長 松丸 修久

1 和解の相手方

住 所 守谷市○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和2年4月13日 午後2時頃

(2) 事故発生場所

守谷市○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 事故の概要

松並木公園内の松の木の枝が強風で折れて落下し、自宅駐車場に駐車していた車両に当たり、助手席側のフロントドアを損傷させた。

(4) 損害賠償額

366,615円

報 告	頁 数
17号	2